

秋田県女性の活躍推進企業表彰実施要綱

1 目的

女性の能力の活用と男女がともに働きやすい職場づくりの取組などが顕著な企業（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第8条第1項に規定する一般事業主をいう。以下同じ。）を、表彰することにより、県内における企業による女性の活躍推進に向けた取組や、女性が活躍できる環境づくりを促進する。

2 表彰の対象

表彰の対象は、次のいずれにも該当する企業とする。ただし、過去に本表彰又は内閣府の「女性が輝く先進企業表彰」を受賞したものは対象外とする。

- ①県内に本店又は主たる事務所を置き、女性の能力の活用と男女がともに働きやすい職場づくりの取組などが顕著であること
- ②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣に届け出ていること
- ③過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと

3 候補者の公募

- (1) 表彰の候補者は、公募することとし、応募又は推薦によるものとする。
- (2) 応募及び推薦は、秋田県女性の活躍推進企業表彰応募・推薦調書を提出して行うものとする。

4 選考委員会

- (1) 表彰企業を選考するため、秋田県女性の活躍推進企業表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

5 企業の選考

- (1) 選考委員会は、候補者の中から、別紙「秋田県女性の活躍推進企業表彰選考基準」に基づき、表彰する企業を選考する。
- (2) 表彰数は、常時雇用従業員数301人以上の企業から2社程度、常時雇用従業員数300人以下の企業から5社程度とする。

6 表彰に関する事務

表彰に関する事務は、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課において行う。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

秋田県女性の活躍推進企業表彰選考基準

項目	選考基準
①方針や目標の設定	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に、女性の活躍推進に関する方針や目標を実情に応じて具体的に設定しているか。
②取組	(i) 女性の能力の活用に関する取組を行っているか。
	(ii) 男女がともに働きやすい職場づくりに関する取組を行っているか。
③実績	取組の成果が表れているか。
④情報開示	女性の活躍推進に関する方針や目標、取組の現状などが、分かりやすく情報開示されているか。
⑤今後の取組	今後、女性の活躍推進に関する取組が一層推進していくことが期待できるものであるか。